

が変わりました

平成17年度国民健康保険税(国保税)が(表1)のとおり変わりましたので、お知らせいたします。

あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入者のみなさんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費から、国や県などの負担分(補助金など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっています。

加入者のみなさんから負担していただく国保税が、重要な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

なお、納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付されますので、(表2)の各期の納付期限内に納付をお願いいたします。

表1

◆平成17年度の国保税◆

○表の見方

- 【応能割】 ■所得割…前年度の総所得に応じた割合で算出される額
■資産割…資産(土地や家屋などの固定資産税額)に応じた割合で算出される額
- 【応益割】 ■均等割…世帯の加入者の人数に応じて算出される額
■平等割…どの世帯も同額で割り当てられる額
- 【医療分】 加入する全ての世帯に課税されます。
- 【介護分】 40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。

区 分		平成17年度	平成16年度	増 減	
応能割	所得割	医療分	6.60%	6.60%	同 率
		介護分	1.44%	1.44%	同 率
	資産割	医療分	34.50%	34.50%	同 率
		介護分	7.99%	7.99%	同 率
応益割	均等割	医療分	21,500円	21,600円	100円の減額
		介護分	8,300円	7,900円	400円の増額
	平等割	医療分	24,800円	25,200円	400円の減額
		介護分	5,500円	5,200円	300円の増額
課税限度額		医療分	530,000円	530,000円	据 置
		介護分	80,000円	80,000円	据 置

※退職被保険者分も同一となります。